## 子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な 推進に関する法律案 趣旨説明

立憲民主党·無所属 衆議院議員 城井 崇

ただいま議題となりました子どもの最善の利益が図られるための子ども施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律案、通称子ども総合基本法案につきまして、提出者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、この法律案の趣旨について御説明申し上げます。

この法律案は、子どもの最善の利益が図られ、その人権が保障され、及び社会全体で子どもの成長を支援する社会を実現するため、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子ども施策基本計画等の策定、子ども施策の基本となる事項、子どもの権利擁護委員会及び都道府県等における合議制の機関等並びに子ども省の設置についての法制上の措置等に関する事項について定めることにより、子ども施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものであります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一に、「子ども施策」とは、子育て、教育、福祉、保健、医療、雇用、少子化対策その他の分野における子どもに関する施策をいい、当該施策の性質上子どものほか若者を対象とすることが適当である場合にあっては、若者に関する施策を含むものとしております。

第二に、基本理念として、子ども施策の推進は、全ての子どもの最善の利益が図られ、その人権を保障すること等を旨として行われなければならないことや、子どもの意見表明権など、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の「4つの原則」を余すところなく盛り込んでおります。

第三に、国、地方公共団体及び国民の責務等を規定することとしております。

第四に、政府は、基本理念にのっとり、子ども施策基本計画を定め、また、都道府県は、子ども施策基本計画を勘案して、都道府県子ども施策基本計画を定めることとしております。

第五に、「子ども施策の基本となる事項」として、子ども施策のための予算の確保、 すなわち、家族関係社会支出を倍増して GDP 比3%以上とすること、子どもの意見 の反映、子ども施策の実施状況に関する評価等について定めるほか、「子どもの生活 を経済的に安定させるための施策」として、児童手当を高校卒業相当年齢までの全ての子どもについて支給すること、子どもの貧困率の低下についての具体的な数値目標の設定などを盛り込んでおります。また、「希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現のための施策」として、妊娠、出産、育児及び子どもの成長に関する切れ目のない支援等を、「子どもの生存と安全を保障するための施策」として、虐待の防止等を、「教育を受ける権利等を保障するための施策」として、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の充実等を、「特別の支援を必要とする子どもに関する施策」として、ヤングケアラーの負担の軽減、修学及び就業のいずれもしていない子ども等の支援、特別の支援を必要とする子どもが学び、成長するための支援及び環境の整備等を定めることとしております。

第六に、内閣府の外局として、子どもの権利擁護委員会、いわゆる子どもコミッショナーを設置し、その任務、所掌事務、組織等について定めるとともに、同委員会による関係行政機関の長等に対する資料提出その他の協力の要求、子どもの権利侵害が疑われる場合の調査等及び関係行政機関の長等に対する勧告について定めることとしております。また、都道府県等に子どもの権利侵害に関する救済の申立てを受けてその解決を図ること等を所掌事務とする合議制の機関を置くこととしております。

第七に、政府は、子ども施策の総合的な推進を図るため、文部科学省の初等中等 教育、幼児教育を含めた事務を一元的につかさどる子ども省の設置について、必要 な法制上の措置等を講ずることとしております。

第八に、子どもの権利擁護委員会の委員等の秘密保持義務違反並びに同委員会の 調査に対する虚偽報告及び検査忌避等に対して所要の罰則を設けることとしており ます。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。